

月例総会議事録

- 1 招集日時 平成31年2月19日（火）
- 2 開会日時及び場所
平成31年2月19日（火） 午後1時45分
防府市役所1号館3階 南北会議室
- 3 閉会日時 平成31年2月19日（火） 午後3時13分
- 4 委員氏名

(1)出席者（18名）

（1番）石川 眞平 （2番）池田 静枝 （3番）中山 博祐 （4番）宇多村史朗
（5番）井元 均 （6番）吉本 典正 （7番）木原 伸二 （8番）古谷 修造
（9番）光井 憲治 （10番）田村 正信 （11番）石田 卓成 （12番）熊安 悦子
（13番）鹿角 清美 （14番）池田 圭介 （15番）原田 道昭 （16番）内田 成男
（17番）三輪 栄一 （18番）藤井 伸昌

(2)欠席者（0名）

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長	内田 健彦
〃 局長補佐	永田 正明
〃 農地振興係長	秋里 幸
〃 書記	富永 大志郎

6 提出議案及び報告事案

議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による協議について

て

報告第9号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第10号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第11号 農地法第18条第1項但し書きの規定による合意解約通知について

報告第12号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第13号 農地法施行規則該当転用届について

報告第14号 届出取消申請について

報告第15号 許可申請取下について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

5番 井元 均委員

6番 吉本 典正委員

午後1時45分開会

○事務局 ただいまから2月の月例総会を開催いたします。

本日、皆様御出席でございます。委員の過半数が御出席ですので、会議規則第6条の規定により総会が成立することを御報告いたします。

では早速、藤井会長、議事進行よろしくお願ひします。

○藤井会長 (挨拶)

本日の議事録署名委員さんは、5番、井元委員さん、6番、吉本委員さんの2名です。よろしくお願ひします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第6号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。議案書の1ページ、資料の1ページからになります。

議案第6号につきましては、農地法第3条の規定による許可申請が3件提出されており、3件とも所有権の移転です。目的は、耕作規模拡大が2件、事業拡大が1件です。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。

議案第6号の1は、———が規模拡大のため、———の農地を購入する所有権移転の案件です。

2月9日に現地確認と———にお話を伺いました。

場所は、———の東側境界のすぐ近くにあります。

———は、———の所有の農地をほかにも扱って耕作していて、昔からのおつき合いだということで、今回の話になったそうです。

今回の調査は、農地法第3条第2項に基づきチェックをいたしました。まず、全部効率利用要件ですが、作業する人数、機械の所有状況など、資料に記載しているとおりでした。農作業常時従事

要件については、麦や飼料米を中心に年間を通じて作業されています。下限面積はクリアしており、地域との調和要件も特に支障はないと思います。

以上のことから、農地法第3条の諸要件を全て満たしていると判断をいたしますが、皆様の御審議、よろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番を可決承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○8番 8番の古谷です。

議案第6号の2は、——、——、——、それから——、この農地を——が規模拡大のために購入したいとする所有権移転の申請でございます。

2月12日に農地の現地確認をし、同日、唯一、防府市に在住の——に電話にてヒアリングをいたしました。また、——、——は、現在——に在住で、——は市外のために、2月14日にこれを担当しました——の——さんに防府土地改良区の事務所に来ていただいて、詳細にお聞きし、併せて農地購入者の——のことについてもヒアリングをいたしました。

それから、2月16日に——、これは——にあるんですが、事務所において——本人と父親で社長さんである方にヒアリングをし、農器具等の保有状況の確認をいたしましたので、この結果について御報告をいたします。

農地の現況は、——、——の農地は多少保全管理はされておりましたが、——と——の農地は、柳の木等の雑木が今まで生えていたんですが、今は根っこが無数に点在しており、いずれも数十年以上耕作はされておられません。毎年行っている農地パトロールの結果において、ずっと指導対象となっていた農地でもあります。申請のようにこの農地を利用するには、雑木の伐採や木の根っこを撤去することが必要ですが、木の伐採については既に——のほうでされておりました。今回の申請が許可されれば、木の根っこの撤去等、それから水路の関係の改修工事をされる予定です。

この当該農地の場所は、お手元の資料の3ページに記載ありますが、——沿いの南側と北側にあります。

なお、農器具関係については、——の倉庫等に保管されておりました。

それでは、第3条の許可基準該当表に基づき、結果について御報告いたします。

農地法第3条第2項についてですが、1号の全部効率利用要件については、農器具等の所有状況や農作業に従事する人数から、これは効率的に利用されるものと考えます。ただ、農地の現状から見て、木の根っこの撤去と水路の関係の改修工事等、いわゆるインフラ整備が必要となりますが、今年からの水稻栽培はちょっと無理かなと思っております。しかし、本人の取り組みに対する姿勢等考慮すると、整備が終われば効率的に利用されるものと判断いたします。したがって、該当しません。

2号の農業生産法人要件及び3号の信託引き受けによる権利取得についても該当しません。

4号の農作業従事要件でございますが、これは本人と奥さん、それから御両親、この4人で従事するというのを聞いております。したがって、該当しません。

5号の下限面積については、現在既に4反超耕作されており、この要件は超えております。

6号の借地等の転貸については、今回所有権の移転申請ですので、該当しません。

最後に、7号の地域との調和要件ですが、この地域の自治会長や友人等、これは私のほうでやっております——水利会の水利の関係のメンバーです、こういった方との交流もあって、また、私地元委員としても、耕作放棄地の解消にもつながりますので、この要件等については特に支障はないと考えております。

なお、農地法第3条第3項の許可基準の1号、2号、3号及び農地法第3条第4項については、説明を省略いたします。

以上のことから、地元委員としては、この許可基準を全てクリアしていると考えており、特に問題ないと考えておりますが、皆さんの御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいでしょうか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番を可決承認いたします。

続きまして、3番ですけれども、これは——の議案でございます、——をしております私と宇多村委員さんには退席させていただきます。議事進行はお願いをしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○8番 今お話がありましたように、藤井会長さんが——のため、私が代わって議長を務めさせていただきます。

それでは審議に入ります。3番の担当委員の方は説明をお願いします。

○12番 熊安悦子です。

議案第6号の3、こちら議案第6号の3、5ページをご覧ください。

この場所は、——のところから四、五百mくらい北側のところ、皆さん御存じの——
のある場所です。議案第6号の3は、農地法第3条の規定による所有権の移転による、目的は事業
拡大によるものです。その許可申請についての案件です。

場所は——で、——沿い、——から400m西の——のある場所です。

平成31年2月13日、14時に別件2件と一緒に集合場所に事務局の方2人と私とそれと石田
さんと4人で現地確認をいたしました。その後、15時に譲受人である——の
——にお会いして、今までの経緯のお話を伺いました。

また、2月15日、15時に譲渡人である——、土地の担当である——
にお会いしていろいろとお話を伺いました。

現在、育苗施設、乾燥施設について、現在、土地建物は——所有のものです。平成31年4月
から——となるに当たり、契約内容を改め、土地建物を取得する、隣接する研修ハウスにつ
いても、——で土地を取得し、——利用事業、野菜栽培研修などの施設として申請し、農地を取得
するものです。ハウスが建っている農地が対象になります。——や倉庫は宅地になって
いますので、今回の問題はありません。もともと議案の土地の所有者は、昭和46年頃——が購
入されたものです。ハウスで野菜を作るために——の土地を——が借り
ておられました。今回、議案が通れば——も——として本格的にハ
ウスを利用し、研究、研修に励まれるそうです。現況確認書のとおり、次のページ、——は
——の建物、この建物の中に3分の2の宅地と3分の1が農地になり、ハウスが建って
いました。今回、——の3分の1とハウス、3連棟を1ハウスとしての農地が対象になりま
す。農地法施行令第2条第2項によれば、農業協同組合、農業協同組合連合、又は農事組合法人—
—がこれらの法人を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設に供する場合は許可できるとな
っております。営農計画書にもあるように、隣接する研修ハウスとともに農地を取得し、——利用
事業、野菜栽培研修施設として使用されるので、——がこれらの法人の直接、又は間
接の構成員の行う農業に必要な施設に供する場合に該当します。

平成31年4月からは、所有権の移転が受理されれば、——となる——
の所有物として農業発展に寄与されるとのことでした。

審議のほどよろしく願いいたします。

○8番 大変丁寧にありがとうございました。どなたか今の説明あったことで、御質疑等があれば御
発言をお願いします。ございませんか。

特に御質疑がないようですので、採決に入りたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○8番 ありがとうございます。全員賛成でございます。承認可決されました。

それでは、事務局の方、大変恐縮ですけれども、藤井会長さんと宇多村委員さんを。

間もなく会長さんが戻られますので、私も自分の席に戻ります。皆様、どうもありがとうございました。

○藤井会長 古谷さん、ありがとうございました。

それでは、議案第7号に移ります。事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。議案書3ページ、資料は7ページになります。

議案第7号につきましては、農地法第4条の規定による許可申請が1件提出されております。

転用目的は駐車場です。

受付番号1、駐車場で、農地区分は集団農地面積0.02haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

以上です。御審議のほどよろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○3番 3番、中山です。

議案第7号の1は、——の農地を——にある御実家の農地ですが、これを駐車場に転用されるという案件になります。

ヒアリングを2月11日に電話にて行いました。後日、現地確認を13日に事務局とともに行いましたので、御報告いたします。

まず、現地ですけれども、資料の8ページをご覧ください。——から大体北に1km弱行ったところになります。完全に周りが宅地化されておりまして、小さい農地がちょっと残っているという現況ですけれども、現在——は遠方にお住まいで、古くからの友人である、近所にお住まいの——という方が今耕作されているということです。こちらの——という方も小さい頃からの御友人ということで、今回の駐車場転用の件ももう話してあり、問題ないということでした。

資料11ページをご覧ください。この駐車場の前に、——の貸家が5つほどありまして、平屋の貸家ですけれども、昔に建てられたらしくて、駐車場が、5軒で1台分しか確保されていなくて、これじゃ借り手がないだろうということで今回駐車場にしようということになったそうです。

農地区分は第2種農地となり、四方も農地が一切ございませんので、ほかの農地への影響もないと判断いたします。

以上、説明となります。皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番を可決承認いたします。

続きまして、議案第8号、事務局、お願いします。

○事務局 それでは御説明いたします。議案書4ページ、資料は13ページからになります。

議案第8号につきましては、農地法第5条の規定による許可申請が14件提出されております。

転用目的は、資材置場2件、太陽光発電設備9件、建て売り住宅1件、自宅用住宅敷地拡張が1件、太陽光発電設備と自動車部品置場が1件です。

受付番号1、資材置場です。

農地区分は集団農地面積7.2haの農地で、農地法第5条第2項第1号イに該当する農用地区域内農地です。

許可該当法令は、施行令第11条第1項第1号の一時的な転用です。

受付番号2、太陽光発電設備です。

農地区分は集団農地面積4.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号3、太陽光発電設備です。

農地区分は集団農地面積4.1haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号4、太陽光発電設備です。

農地区分は集団農地面積8.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号5、資材置場です。

農地区分は集団農地面積8.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号6、建て売り住宅です。

農地区分は集団農地面積2.5haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。開発許可申請準備中です。

受付番号7、太陽光発電設備です。

農地区分は集団農地面積2.0haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第2種農地と判断します。

受付番号 8、太陽光発電設備と自動車部品置場です。

農地区分は集団農地面積 2.0 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。

受付番号 9、太陽光発電設備です。

農地区分は集団農地面積 0.2 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。

受付番号 10、太陽光発電設備です。

農地区分は集団農地面積 0.5 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。

受付番号 11、太陽光発電設備です。

農地区分は集団農地面積 1.7 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。

受付番号 12、太陽光発電設備です。

農地区分は集団農地面積 0.5 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。

受付番号 13、自己用住宅敷地拡張です。

農地区分は集団農地面積 0.08 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。

受付番号 14、太陽光発電設備です。

農地区分は集団農地面積 8.9 ha の農地で、いずれの法令にも該当しない農地のため、第 2 種農地と判断します。

以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○藤井会長 それでは、1 番、地元委員さん、説明をお願いします。

○16番 16 番、内田です。

———の特別高圧架空送電線の鉄塔建て替え施工に関する資材置場で利用するための 5 条の申請です。

これは一時的な、2 カ月間ですが、貸借権の設定でございます。2 月 14 日、事務局 2 名、三輪委員さんと私内田で現地を確認させていただきました。

現地は 14 ページ、———より西へ 3 km 程度進んだところですが、大変入り組んだところでわかりづらいところです。地区名は———というところですが、周辺には荒地、山林といったところですが、当該地は荒廃地で何年も耕作された様子はありません。転用は 5,337 m² 中の 263 m² です。高圧線張り替えに要する資材置場として利用するようですが、1

7ページのとおり、この農地のすぐそばには山林があって、非常に高い鉄塔があって、その電線の張り替えの工事です。

被害防除計画にも全く問題はない。皆さん方の御審議をお願いいたします。

借り受け人、貸出人ともに電話にてお話は聞かせてもらいました。

以上でございます。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番は可決承認いたします。

続きまして、2番、3番、一括上程としていただきます。地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。

議案第8号、2番、3番、これは太陽光発電設備による所有権移転の許可申請でございます。

議案書の20ページをご覧ください。

場所ですけど、このあたり一帯、もう随分できております。——の南側でございます。

2月13日に9時から事務局2人と私の3人で現地確認をいたしました。宇多村小委員長さんは別の日に現地確認をされております。

——に在住の——は、1月にも申請が出されております。2月17日、電話で事情をお聞きしました。今回は——が代理人で、譲受人は——在住の方2名です。——がおっしゃるには、お金に余裕のある方だろうというお話でした。——は親が耕作していたけれども亡くなれば、自分も高齢となり、荒廃地にしておくよりは有効利用したほうがよいのではと考え、——の方に譲ることとされたそうです。

ここはやはりパトロールで回っておりまして、一番荒れた状況のところでございます。——の方とも電話でお話ししました。太陽光は2年に1度、ずっと点検を順番にされているそうです。それから水路の清掃等、近辺から苦情が出ないよう管理は御本人たちから依頼されるようになっているとのこと。依頼人は——であり、業者は——とともに遠い地域の方ですので、現地に電話番号等を表示した看板を設置し、近所の方が何かがあればすぐ連絡できるような体制を整えるとのことでございます。

以上でございます。どうぞ皆様方の御審議よろしくをお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

○11番 11番、石田です。本人さん、まだ管理の依頼はされていないということですか。これが

ら誰かに依頼をしますということですか。

○2番 これは—————の方が責任を持ってという、依頼されているということです。

○11番 それが本当にちゃんとできるのかなというのは心配でもあったんですけども。本当に依頼しても受けてくれるのかどうかというか。

○2番 いえ、きちんと受けられましたので。

○11番 ああ、そうですか。今から依頼するという話かと思ったので。

○2番 はい。間違いないと思いますし、表示しておくから、もしその間に何かがあればすぐ連絡がとれるようにしますということでした。

○11番 管理は地元の誰かにということですか。

○2番 そうですね。

○藤井会長 よろしいですか。だから現場に—————の連絡先がちゃんと。

○2番 はい。業者も全部。

○藤井会長 連絡先が。

○2番 はい。表示するとのことでした。

○藤井会長 ほかもそれがちゃんとできているかまで確認をしてください。

○2番 後で言おうと思ったんですけど、農地利用最適化推進員の鍵谷さんにこれまですっと続く案件がありますけど、一連の話をしに行ったんですよ、現地確認した後。それで近いんですよ、地元の方ですので。だから月に2回ぐらい私が責任持たずずっと歩いてみようという話をしてくださいました。今回こういう最適化推進委員さんを作っていただいて、本当にパトロールが確実にできるんじゃないかなというありがたいシステムじゃないかなと思わせてもらいました。

○藤井会長 ほかに御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、採決に入ります。2番、3番、御承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、3番を可決承認いたします。

続きまして4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。

議案8号の4は、—————の農地を—————が譲り受けて、太陽光発電設備を拠点とするために移転したいという申請です。

現地確認を2月13日、事務局2名と一緒に行いました。宇多村小委員長さんは別の日に現地確認をされました。

それから、譲渡人ですが、—————、この方がちょうど2月9日に防府に帰っていらっしゃ

るということで、お会いして少しお話をしました。

それと会社については、代理人の—————の—————と現地でヒアリングを、同じ2月9日に行っております。

現地は—————から—————へ抜ける道沿い、300mくらい西へ行ったところ、—————にあります。

譲渡人は、相続で本件の農地を引き継いだのですが、—————に住んでおられまして、耕作は困難です。ただ、年に3、4回帰ってこられて、鋤きだけはするという管理をされていたようです。資料の31ページに地図がありますが、ど真ん中に—————というのがあるんですが、これが実家になりますね。ここにお母様がいらっしゃいますので、日頃はお母さんが見ていたということです。ただ、今お母さんも高齢ですし、遠くに住んでいてなかなか農業はやれないということで譲渡先を探していたところ今回の話があり、譲渡先にされたようです。

31ページの—————から北側、農地転用許可済という色が付けてある、斜線が入っているところ、これが全て、現在太陽光発電です。周りにたくさん太陽光発電ができています。地域になります。

この農地区分は、第2種農地ですので、他に代替がなければ許可をされるということで、ここは他に土地を持っていませんし、特にこれは代替がないと思います。

それから、転用の確実性等についても、31ページの上の台形みたいな格好している、ここがグループ企業の今工事中です。太陽光発電ができていますので、同じように確実にされると思います。管理も一緒にするという事です。

それから、地元の水利組合、—————には通知済みです。転用面積もざっと確認しております。

それから雑草対策ですが、今工事をしているところ、グループ企業ですが、そこに防草シートを張っていますので、雑草対策は防草シートで行うということです。

それと用水路がこの土地の中に一番北側の端にあるんですが、これ青線ではないので、今までこの農地の耕作のために作っておられたようですが、その水路もそのまま維持をして周りには迷惑をかけないようにしますということです、特に近隣への障害はないと思います。

ちなみにすぐ南側、これはもともと宅地だったんですが、ここも今太陽光発電になっています。西側は農地があるんですが、この西側の農地については、真ん中にある道がありますが、あちら側から水が取れるように水路がついています。

説明は以上です。皆様の御審議をよろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番を可決承認します。

続きまして5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。

議案第8号の5は、—————の農地を—————が譲り受けて、資材置場に転用したいという申請です。

現地確認を2月13日に事務局2人と一緒に行いました。先ほども言いましたが、宇多村小委員長さんは別の日に確認をされました。

それから、2月15日に—————と電話でヒアリングを行いました。譲渡人の—————については、事前に—————からお話がありまして、そのときに詳しい話を聞いております。

現地は、—————から—————のほうへ抜ける、さっきと同じ説明ですが、さっきのところから東側へ100mということです。この地域もほとんど休耕、管理はされていますが、水田はほとんど作られていないという方が多いです。この—————についても、ほかにも農地があるんですが、できれば全部手放したいという話をされていました。ただ、この方、太陽光発電は大嫌いということで、太陽光発電には売らないぞという方です。そういう中で今回資材置場という話が振られたようです。

—————については、事務所が—————にあります。現在、資材置場を持っていらっしゃるんですが、—————にありますので、遠いということと、どこか別のところがあったら今借りているところを戻してほしいという話があるということで、そちらを戻して近くに移したいということです。

事業としては、道路管理の関係のようで、41ページであります。ガードレールとかフェンスとかコンクリートブロック、道路管理に関わる仕事をしているということです。この敷地、ちょっと道から1mくらい下がっているんですが、現在の進入路では入れませんので、新しく進入路を付けて入るようにするという事です。それから、車は2t車が出入りをするようです。ここは横に水路、川がありまして、そこが1mぐらい溝があるんですが、ここが管理が必要なところになるんですが、ここも草刈り等は管理をしていきますということですので、草刈りのお願いはしておきました。

それから、水路についても、先ほどと同じように、現在あるものをそのまま使って、近隣の方に迷惑がかからないようにするという事です。

それと、前後に家がありますので、こちらには説明してくださいというお願いをしておきました。説明に行きますということでした。

水利組合と—————にはもう通知済みでした。面積も見た感じ妥当と判断しましたので、特に問題はないと思います。

皆様の御審議、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方はお願ひします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番を可決承認いたします。

続きまして6番、地元委員さん、説明をお願ひします。

○11番 11番、石田です。6番について説明させていただきます。

本案件は、田んぼが2枚、上下に別れているんですけど、———所有のものと———所有の農地を———が購入し、建売住宅を6棟建てる計画でございます。

譲り渡し場所については、———の———から———の前を———のほうに抜ける道の途中にあります。どういった事情で手放されるのかを———と———にお聞きいたしました。———については、この農地をお母さんから引き継いだ後、10年前までは弟さんが作っておられたんですけど、もう———というお年であり、親戚の方が管理だけはしてくれていたと、耕すだけはしてくれていたんですけど、今後作ってくれる人が見つかる見込みもないことから、お声かけいただいたので手放すことにしたということでした。

あと下段の———、———については、もう30年近く作られていないようで、今まではシルバー人材センターで草刈りをしてもらっていたそうです。このたび、売らないかというお話があったということで、御兄弟で話されて、御兄弟の方にも跡取りがいないということでもう譲り渡すかということになったそうです。地元委員といたしましては、農地が減るのは少し寂しい気はいたしますが、太陽光よりはいいかな、人が増えてくれるだけですね、という思いもありますので、皆様方の御審議をお願ひいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願ひします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番を可決承認いたします。

続きまして、7番、8番、一括上程させていただきます。地元委員さん、説明お願ひします。

○2番 2番の池田でございます。

議案第8号の7番、8番もこれも太陽光発電設備による、親から子への所有権移転の許可申請で

ございます。

————は、譲受人の————と渡し人は親子関係でございます。

場所ですけど、56ページをご覧ください。————が通っておりまして、そこは————のほうへずっと向かう海岸線に向かう道でございます。その反対側という、————がソーラーを作っています、その反対側でございます。

2月の13日、9時から、事務局2名と私の3名で現地確認いたしました。宇多村小委員長さんは別の日に確認されました。

この————は自宅で————、————を運営していらっしゃいます。

55ページと57ページをご覧ください。この————のこの土地、ずっと立派に耕作されておりまして、稲作を続けていらっしゃいます。それから、その上の————のあたりとか右側のほうになりますが、————とか、この相続されている方のお名前です。ここはもうちょっと荒地地になっております。セイタカアワダチソウがかなり生えておりまして、唯一この————が耕作されているということで、私もなぜかなと思ひまして、2月の17日ですけど、電話でお話を聞きました。————は先ほど言いましたけど、ずっと稲作きちんとされ、収穫も随分たくさんここでお米とっていらっしゃるなど、私はいつも上の道を通るので眺めながらすばらしいなと思っていたんですけど、米価が安いということと、すぐ近くにお父様のときに太陽光をされた土地がございます。それで、————は初めてですけど、その太陽光の事業を拡大したいという思いがあったとのことです。年内買取価格がまだ安定しているということで急がれているようでした。すぐ近くで工場を持っていらっしゃいますので、その————の仕事をしながら、整備の仕事をしながら稲作もやってみたいということで、すぐ近くの田んぼも借りたいような意向で、またちょっと離れた場所もいろいろ見ていらっしゃるみたいで、近日中に市役所へ相談に行きたいと話していらっしゃいまして、30歳ですので、私としたら本当に地域を守ってくださる方なのかなと何か発掘したような気がしまして、すばらしい方なんじゃないかなと思わせてもらいました。これからもそういうふうに向向きにやっていきたいということですので、また近所への気兼ねも余りないということですので、一応トラブルの起こらないようにというお話はしたんですけど、地元委員としても本当に前向きな方なんだなど、お若いし、これから期待できる方じゃないかなというふうに思わせてもらいました。

皆様方の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 よろしいですか。御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、8番を可決承認いたします。

続きまして9番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。

議案第8号の9は、———の農地を———が借り受けて、太陽光発電施設を建設するために転用したいという申請です。

現地を2月13日、事務局2名と一緒に確認を行いました。小委員長の宇多村さんは別の日に確認をされておられます。

それから、2月14日に電話で———からヒアリングを行っております。

現地は、———の東側で、貸出人は———ですが、お年寄りで耕作はされておられませんし、大変荒廃していました。

議案の最後、26ページ、報告第15号の2、ここに申請の取り下げというのが載っているんですが、これが同じ土地です。この場所で去年の4月に委員会にかかって可決されているんですが、今回取り下げて別の会社が太陽光発電施設を設置するということです。

現地は、荒廃していたと言いましたが、今はきれいになっています。去年見に行ったときは、沼のようなところでとても人が入れるような状況ではありませんでしたが、今回もう会社の協力を得て草刈りがされていましてきれいになっていました。今回は、65ページに図面がありますが、1,932m²のうち966ですから、約半分ほど借りられるということですが、残りの部分をきれいにされておられます。荒れ放題だったので周りの環境はよくなったと思います。ただ、この土地、計画の外はもう海ですので、農地ですが農耕に向いている状況ではありません。地図の上側、北側は太陽光発電施設ができていますし、西側は公園、会社が何か購入されているようですが、公園整備をされていました。

———は、太陽光発電を全国展開しておりまして、今後、山口県の中で増やしていきたいと思われているようです。防府市内で1カ所既にあるということ。今もう草刈り等もされています。手伝われていますので、転用の確実性は大丈夫だと思います。面積も半分ですので妥当だろうと思います。

それから、建設後の管理ですが、この代理人が———というところですが、そこで管理もされるということでした。去年来たときもその———の方が同じように管理するということだったので、管理はそちらの会社でやられるということ。説明は以上です。皆様の御審議よろしくをお願いします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。どうぞ。

○14番 教えてもらいたい。賃借権の設定と書いてあるんですけど、これ何かどこかにいつまでとか、賃借権なら普通期限を切るのでは。例えば10年なら10年、また更新のときにはどうすると

か、そういうのがあるのかなと思って。

○藤井会長 事務局、わかりますか。

○事務局 事務局から説明します。

提出されている資料の中では特に期限は定められてはおりません。

○藤井会長 10年くらいの更新というパターンがある。ほかの皆さんで、貸借権の設定で太陽光を扱っている案件、御存じの方おられますか。こういう事例、余りないですか。この辺のところは事務局の人間で確認できますかね。

○事務局 済みません。転用の許可をする申請自体に必要な添付書類には載っていない状態です。当事者同士では当然契約、恐らく20年というものは結ばれているであろうと思うんですが、こちらに求める書類という形にはなっておりません。あとはそれを確認するというのが求め過ぎになるかどうかということになってくると思うので、できるかできないかというのは、今はお答えしかねます。

○14番 普通、貸借権と書いてあったら、いつからいつまでとか確認はしないんですか。別にしなくていい、よく分からないけど、出てきたからやっておけというような仕事じゃちょっと困りますね。貸借権だから、必ず10年なら10年、20年なら20年確かに結んでいますねと、それが分からないと審議できないんじゃないですかね。

○事務局 例えば所有権の移転の場合であっても、契約書とかそういったものは求めているんですよ。同じような取り扱いという形になっているかと思います。

○藤井会長 求める求めないは別にして、確認だけはしてきてください。

○事務局 わかりました。

○17番 17番の三輪です。

管理するのが————と言われたけど、貸出人が太陽光発電の施設を管理する会社と別の会社があるわけですか。

○1番 そうです。この申請等も全部、工事も————が請けてやっている。

○17番 管理も含めて。

○藤井会長 ————が主体の案件、なかったかね。

○1番 去年もやっぱり————が。

○14番 防府ですか。

○1番 いや、周南。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番を可決承認いたします。

続きまして10番、地元委員さん、説明をお願いします。

○2番 2番の池田でございます。

10番と11番、12番、一緒に。

○藤井会長 10、11、12、一括上程させていただきます。

○2番 議案8号、10番、11番、12番でございます。

これは太陽光発電設備による所有権移転の許可申請でございます。

場所は、議案書の69ページをご覧ください。———でございます。その左側、それからすぐ南側、そこが2カ所、———です。———の左側は———でございます。南側は———が2カ所ありまして、これは———と———が譲受人でございます。

2月の13日に事務局2名と私の3名で、それから宇多村小委員長さんは別の日に現地確認をされました。

2月18日、———の奥様と電話で話をすることができました。御主人が82歳という高齢であり、家からこの場所も離れており、また息子さんもお勤めされていて、管理がなかなか難しいということで、それでも近年まで一応管理されておりました。立派な土地ですので本当に太陽光になるのは残念だと思うんですけど、これ以上の管理できなくなったから、そういう話がありましてお願いしたとのことでございました。これはもう話がついていると奥様おっしゃいました。

それと、その南側の10番と12番です。———の田んぼです。これも、———も高齢でして、これは本人さんが電話でお話ができなかったんですけど、鍵谷さんが詳しく話してくださいまして、近所ですので。これも御長男さんが———の———をされているそうで、とてもじゃないけどこちらに帰られないだろうということで、田は売ると鍵谷さんは聞かれておられるそうです。

それで———にお電話でこう事情をお聞きしました。この———と———にも、連携をとりながらきちんと管理をし、近隣への迷惑もかけないように私のほうからきちんとやりますというお話を聞かせてもらいました。このあたりはもう本当にソーラーが両側にあって挟まれているし、左側のほうも今耕作されていない土地になっておりまして、本当に寂しい限りなんですけど、御本人たちにとってはやっぱり高齢で耕作できなくて近所に迷惑かける、そういう思いがすごく強くて、お話があったときにやむを得ずそういう方向にしたという話でございました。

どうぞ皆様方の御審議をよろしくをお願いします。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

○11番 これその後は雑種地になるんですよね。固定資産税はその分増えるんですよね。倍ぐらいかけられたらいいのになと思って。だから、よそに住まわれている方でも収益は全部そちらに持つ

ていかれるわけで、何とか倍ぐらいかけることであれば、少しは地域貢献ができるかなと個人的には思っている。条例作ってくれとか市にもいろいろ今まで言ったけど、逃げの一手なので。もうじき太陽光なくなるから、値段が下がるからみたいなことを言いながら、もう何年もたっているの
で、何かいい方法ないかなと思って。

○藤井会長 その辺、議員さん、お願いします。

○11番 雑種地でいいかなと。

○藤井会長 せっかくね、——が——に来るのに、——が来るときにはもう田んぼはなくなっていますよ。

○11番 地域の方がもういいよと言われるなら、それはいいだろうとは思いますが。皆いいよと言うんだったら。

○藤井会長 それは地域のことだからね。

ほかにございませんか。

ないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10、11、12番を可決承認いたします。

続きまして13番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 87ページ、議案第8号の13、12番の熊安悦子です。

ここは、私の、——のあるところですよ。ここ——と、議案第8号の13は農地法第5条の規定による許可申請の場所で、農地区分は集団面積0.08haの農地でいずれの法令にも該当しない農地です。

現地確認を2月13日に事務局の方2名と石田さんと私の4人で確認いたしました。その後、私は13日のその現地確認が終わった後、その——宅にお伺いして奥様とお話できました。

この場所は、——にある——、西には——があり、東側800mのところこの——が所有されている宅地があります。その宅地に駐車場を置きたいということの申し出で、譲渡人は——で、現在譲受人は——で御家族が4名です。お嬢様がお2人いらっしゃって、——と——で、いずれ結婚をしたらすると、現在マンホールの上に車を置いている状態なんですということでした。車4台がぎりぎりなかなか来客があったときなど、車の置き場所がないんですということ、ちょうどこの——と——とが御親戚関係になられるそうです。それでそういうお話が出たときに、早速あそこを駐車場にしたいということになりました。

この申請の地は、防府市道の6m幅に面していて、自己所有の住宅にも隣接して駐車場として

も利便性がとても良いというところでは。

事業計画書、90ページの事業計画書にも記入してあります、いろんな問題等が書いてありますが、とてもこの駐車場があると助かりますということでした。

それで皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、13番を可決承認いたします。

続きまして14番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番、石川です。太陽光発電です。

議案第8号の14は、———の農地を———が譲り受けて太陽光発電施設を建築するために転用したいという申請です。

現地を2月13日に事務局2人と確認いたしました。宇多村小委員長さんは別の日に確認をされております。

それから譲渡人である——と2月11日にヒアリングを行いました。

2月14日に——と——と電話で確認をしております。

現地は——から——へ抜ける、先ほどから言っております大体この付近です。資料93ページに緑色で囲まれているところが該当の農地です。すぐ右側が先ほど資材置場という説明をした農地です。ここ2つ、つながって転用になるということですが、一番下が——、地図上の一番下、——なんです、ここから——が見えるところにありますので、非常に残念な状況にはなっています。ただ、95ページに地図がありますが、ちょうど真ん中に川が流れていますが、この川から南側は耕作を全てされています。川から北側は真ん中にある——の農地、この田んぼだけは耕作をされていて、あとは全て休耕地という状況になっていると思います。——の田んぼも近くの方、本人じゃなくて近くの方が耕作をされていて、これも縮小されているので危ないなとは思っているところです。

譲渡人は相続で本件の農地を取得し、県外で仕事をされていたので、帰郷後、農業をやろうかなという気持ちが多少あったようですが、全く耕作はしたことがないそうです。草刈機を購入して草を刈ってみたら大変腰が痛くなって、もうやれないということで、毎年、ずっと私この近くを耕作しているんですが、いつ通ってもきれいに管理はされている農地です。ただ、言われるように鋤いている、耕しているということは一回もない農地でした。この方の農地、これだけですので、もう農業は諦めて全部誰か譲りたいなと思っているところに今回の話があって譲ろうということにされたようです。——というのは防府に支店がありまして、現在、——に1カ所

持っている、今後も増やしていきたいという考えを持っていらっしゃるようです。もちろん支店がありますので、管理は自分ですということでした。

それから、土地改良区との連絡が確認できませんでしたので、必ず連絡してくださいというのと、家が前後にありますので確実に説明に行くようにということをお願いをしました。会社のほうから早急に説明するということでした。

それから、この川と農地が、農地のほうがちょっと高いんですが、したがってこの農地の一番南側に水路が来ております。これずっと排水しないといけないので、置いていてくれという話をしたら、そのまま置くということでした。上からこう段々に水が流れてくる、途中で潰してしまうと灌水が難しくなりますので、水路はそのまま管理を続けてされるということをお願いしております。

それから面積等についても、一応妥当だと判断しました。

水ですが、さっきも言いましたように、ほとんどもう農地はありませんので、あまり気にすることはないのかなとは思いますが、ここらあたりは俗に言う「当て越し」という田んぼが多いので、上の田んぼに当たって次の田んぼに当てるという形になっています。それで今言いましたように、内側にある水路はぜひ置いておいていただいたら、下の田んぼを作ろうと思ったときは作れるということをお願いをしました。水路はずっとそのまま管理しますということでしたので、問題はないと思います。

皆様の御審議をよろしく申し上げます。

○藤井会長 説明が終わりました。審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

御意見がないようですので、採決に入ります。御承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、14番を可決承認いたします。

続きまして、議案第9号、第10号、一括上程させていただきます。事務局、お願いいたします。

○事務局 それでは、御説明させていただきます。

議案第9号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、御説明させていただきます。

議案書7ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第9号につきましては、平成31年2月26日公告予定の利用権設定の申請が16件提出されております。

農地の集積面積は6万9,296㎡でございます。

内容としまして、16件中、使用貸借権の設定が14件、所有権移転が1件、賃貸借権の設定が1件で、新規11件、再設定5件となっております。

それぞれの計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

全ての案件につきまして、農業経営基盤共通新法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。

続きまして、議案第10号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の協議について御説明させていただきます。

議案書11ページから内容を記載しておりますので、ご覧ください。

議案第10号につきましては、県で公告予定の利用権設定が11件になります。

内容としまして、議案第9号の番号6番から16番までについて、公社から貸付を行うものになります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○藤井会長 それでは審議に入ります。私を含め、対象の委員さんが3名おられますけれども、退席をせずにこのまま進行させていただきます。よろしく申し上げます。

何か御意見のある方、申し上げます。ございませんか。よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、採決に入ります。議案第9号、10号、御承認いただける方、挙手お願いいたします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9号、10号を可決承認いたします。

議案審議は以上です。

報告事項が10号から15号までございます。目を通していただいて、何か御意見があればお願いいたします。

○3番 3番、中山です。

最後から2枚目の届け出の取消ですけれども、先月上がった、虚偽というか、駐車場にするという申請が取消されていまして、早速、事務局の方に対応していただいて、お礼を申し上げます。ありがとうございました。

正しく宅地ということで申請がされています。

以上です。

○藤井会長 ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは議案審議を閉じたいと思います。

午後3時13分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成31年 2月19日

議 長 藤井 伸昌

署名委員

署名委員